

改正案	現行
<p>（一般預金等に係る保険料の額の計算上除かれる預金等）</p> <p>第三条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める預金等は、次に掲げる預金等で、法第五十条第一項の規定により金融機関が提出する同項の書類に記載されたものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>一 譲渡性預金（準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）第四条第二号に規定する譲渡性預金をいう。次条第一号において同じ。）</p> <p>二 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十一条第三項に規定する特別国際金融取引勘定において経理された預金（次号又は第四号に掲げる預金等に該当するものを除く。）</p> <p>三 （略）</p> <p>四 金融機関から受け入れた預金等（法第五十四条の三第一項第一号に規定する確定拠出年金の積立金の運用に係るものを除く。）</p> <p>五 （略）</p> <p>六 （略）</p> <p>七 （略）</p> <p>八 （略）</p>	<p>（保険料の額の計算上除かれる預金等）</p> <p>第三条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める預金等は、次に掲げる預金等で、法第五十条第一項の規定により金融機関が提出する同項の書類に記載されたものとする。</p> <p>一 外貨預金（第三号から第五号までに掲げる預金等に該当するものを除く。）</p> <p>二 譲渡性預金（準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）第四条第二号に規定する譲渡性預金をいう。）</p> <p>三 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十一条第三項に規定する特別国際金融取引勘定において経理された預金（次号又は第五号に掲げる預金等に該当するものを除く。）</p> <p>四 （略）</p> <p>五 金融機関から受け入れた預金等（法第五十四条の二第一項第一号に規定する確定拠出年金の積立金の運用に係るものを除く。）</p> <p>六 （略）</p> <p>七 （略）</p> <p>八 （略）</p> <p>九 （略）</p>

<p>(決済用預金に係る保険料の額の計算上除かれる預金)</p> <p>第三条の二 法第五十一条の二第一項に規定する政令で定める預金は、次に掲げる預金で、法第五十条第一項の規定により金融機関が提出する同項の書類に記載されたものとする。</p> <p>一 譲渡性預金</p> <p>二 外国為替及び外国貿易法第二十一条第三項に規定する特別国際金融取引勘定において経理された預金(次号又は第四号に掲げる預金に該当するものを除く。)</p> <p>三 日本銀行から受け入れた預金(会計法第三十四条第一項の規定による国庫金出納の事務に係るものを除く。)</p> <p>四 金融機関から受け入れた預金(法第五十四条の三第一項第一号に規定する確定拠出年金の積立金の運用に係るものを除く。)</p> <p>五 機構から受け入れた預金</p> <p>六 預金に係る証書が無記名式である預金</p> <p>(保険金の額の計算上除かれる一般預金等)</p> <p>第六条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める一般預金等は、一般預金等(法第五十一条第一項に規定する一般預金等をいう。以下同じ。)( )のうち次に掲げる預金等に該当するものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(保険基準額)</p>	<p>(新設)</p> <p>(保険金の額の計算上除かれる預金等)</p> <p>第六条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める預金等は、次に掲げる預金等とする。</p> <p>一 第三条各号に掲げる預金等</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(保険基準額)</p>
<p>(保険基準額)</p>	<p>(保険基準額)</p>

第六条の三 法第五十四条第二項に規定する政令で定める金額は、千  
万円とする。

(一般預金等に係る債権の金利)

第六条の四 法第五十四条第二項第三号に規定する政令で定めるもの  
は、定期積金の利回り、掛金の利回り、金銭信託の予定配当率（貸  
付信託にあつては、予想配当率）及び法第二条第二項第五号に規定  
する債券のうち割引の方法により発行されたものの割引率とする。

(一般預金等に係る保険金の額の特例)

第六条の五 法第五十四条第三項の規定により保険金の額を計算する  
場合においては、同条第一項及び第二項の規定により計算した保険  
金の額に対応するそれぞれの預金等に係る債権の額につきそれぞれ  
対応する法第五十三条第四項の仮払金の支払及び法第百二十七条に  
おいて準用する法第六十九条の第三第一項の貸付けに係る預金等の払  
戻しを受けた額を控除するものとする。

(仮払金の払戻しの基準となる額の計算方法)

第六条の六 法第五十四条第四項に規定する政令で定めるところによ  
り計算した額は、同条第一項及び第二項の規定による保険金の額に  
対応する各元本の額のうち普通預金に係る元本の額の合計額とす  
る。

(保険金の額の計算上除かれる決済用預金)

第七条 法第五十四条の二第一項に規定する政令で定める決済用預金

第七条 法第五十四条第二項に規定する政令で定める金額は、千万円  
とする。

(預金等に係る債権の金利)

第七条の二 法第五十四条第二項第三号に規定する政令で定めるもの  
は、定期積金の利回り、掛金の利回り、金銭信託の予定配当率（貸  
付信託にあつては、予想配当率）及び法第二条第二項第五号に規定  
する債券のうち割引の方法により発行されたものの割引率とする。

(保険金の額の特例)

第七条の三 法第五十四条第三項の規定により保険金の額を計算する  
場合においては、同条第一項及び第二項の規定により計算した保険  
金の額に対応するそれぞれの預金等に係る債権の額につきそれぞれ  
対応する法第五十三条第四項の仮払金の支払及び法第百二十七条第  
一項の貸付けに係る預金等の払戻しを受けた額を控除するものとし  
る。

(仮払金の払戻しの基準となる額の計算方法)

第七条の四 法第五十四条第四項に規定する政令で定めるところによ  
り計算した額は、同条第一項及び第二項の規定による保険金の額に  
対応する各元本の額のうち普通預金に係る元本の額の合計額とす  
る。

(新設)

は、決済用預金（法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいう。以下同じ。）のうち次に掲げる預金に該当するものとする。

一 他人（仮設人を含む。）の名義をもつて有している預金

二 預金等に係る不当契約の取締に関する法律第一条第一項又は第二項の規定に違反してされた契約に基づく預金

（決済用預金に係る保険金の額の特例）

第七条の二 法第五十四条の二第二項において準用する法第五十四条第三項の規定により保険金の額を計算する場合には、法第五十四条の二第一項の規定により計算した保険金の額に対応するそれぞれの預金に係る債権の額につきそれぞれ対応する法第五十三条第四項の仮払金の支払及び法第六十九条の三第一項（法第二百二十七条において準用する場合を含む。）の貸付けに係る預金の払戻しを受けた額を控除するものとする。

（保険金の支払の請求により機構が取得する債権）

第十一条 法第五十八条第一項の規定により機構が預金等に係る債権を取得するときは、保険金計算規定（法第二条第十一項に規定する保険金計算規定をいい、法第五十四条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）により計算した保険金の額のうち支払われるべき保険金の額に対応する預金等に係る債権を取得するものとする。

（金融機関が行う資金決済に係る取引）

第十四条の二 法第六十九条の二第一項に規定する政令で定める取引

（新設）

（保険金の支払の請求により機構が取得する債権）

第十一条 法第五十八条第一項の規定により機構が預金等に係る債権を取得するときは、法第五十四条第一項から第三項まで並びに法第五十四条の二第一項及び第二項の規定により計算した保険金の額のうち支払われるべき保険金の額に対応する預金等に係る債権を取得するものとする。

（新設）

は、次に掲げる取引とする。

一 為替取引

二 手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができる証券又は証書について手形交換所における提示に基づき行われる取引

三 小切手法（昭和八年法律第五十七号）第六条第三項の規定により金融機関が自己宛に振り出した小切手に係る取引

（金融業を営む者）

第十四条の三 法第六十九条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 金融機関

二 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店

三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合

四 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会

五 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合

六 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

七 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合

八 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加

（新設）

工業協同組合連合会

九 農林中央金庫

十 商工組合中央金庫

(金融機関が負担する債務)

第十四条の四 法第六十九条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 金融機関が業として行う取引以外の取引に起因するもの
- 二 前条各号に掲げる者が業として行う取引以外の取引に基づくものであって、当該者の委託に起因するもの
- 三 第十四条の二第三号に掲げる取引に起因するもの

(預金等債権の買取りの対象から除かれる預金等)

第十五条 法第七十条第一項に規定する政令で定める預金等は、第三条各号及び第六条各号に掲げる預金等とする。

(預金等債権の買取りの場合の基準日における元本額)

第二十一条 法第七十三条第一項に規定する元本の額として政令で定める金額は、預金者等が法第七十条第四項に規定する概算払額の支払を受けた預金等債権(同条第一項に規定する預金等債権をいう。以下同じ。)のうち、当該概算払額の支払に係る保険事故が発生した日において元本であったものの額(法第七十三条第一項第五号に規定する債券にあつては、当該債券の券面金額)に相当する金額(当該概算払額の支払の日までに、機構が法第五十八条第一項若し

(新設)

(預金等債権の買取りの対象から除かれる預金等)

第十五条 法第七十条第一項に規定する政令で定める預金等は、第六条各号に掲げる預金等(第三條第一号に掲げるものを除く。)とする。

(預金等債権の買取りの場合の基準日における元本額)

第二十一条 法第七十三条第一項に規定する元本の額として政令で定める金額は、預金者等が法第七十条第四項に規定する概算払額の支払を受けた預金等債権(同条第一項に規定する預金等債権をいう。以下同じ。)のうち、当該概算払額の支払に係る保険事故が発生した日において元本であったものの額(法第七十三条第一項第五号に規定する債券にあつては、当該債券の券面金額)に相当する金額(当該概算払額の支払の日までに、機構が法第五十八条第一項若し

くは第三項の規定により当該預金等債権の元本の全部若しくは一部を取得している場合又は当該預金等債権の元本の全部若しくは一部が法第六十九条の第三項（法第二百二十七条において準用する場合を含む。）の貸付けに係る預金等の払戻し、相殺その他の事由により消滅している場合にあつては、その取得した預金等債権の元本の額に相当する金額又はその消滅した預金等債権の元本の額に相当する金額を控除した金額）とする。

（保険料の額の端数計算等）

第三十四条 法第五十一条第一項、第五十一条の二第一項又は法第二百二十二条第三項の月数は、曆に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。

2 法第五十一条第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第二項（法第二百二十二条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は法第二百二十二条第三項の規定により保険料、延滞金又は負担金の額を計算する場合において、その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 （略）

（金融機関の解散の場合等における保険料の取扱い）

第三十五条 （略）

2 （略）

3 金融機関が他の金融機関と合併を行った場合には、存続金融機関又は新設金融機関は、当該合併後三月以内に、当該合併により消滅した金融機関が当該合併の日を含む営業年度（信用金庫等にあつて

くは第三項の規定により当該預金等債権の元本の全部若しくは一部を取得している場合又は当該預金等債権の元本の全部若しくは一部が法第二百二十七条第一項の貸付けに係る預金等の払戻し、相殺その他の事由により消滅している場合にあつては、その取得した預金等債権の元本の額に相当する金額又はその消滅した預金等債権の元本の額に相当する金額を控除した金額）とする。

（保険料の額の端数計算等）

第三十四条 法第五十一条第一項又は法第二百二十二条第三項の月数は、曆に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。

2 法第五十一条第一項、第五十二条第二項（法第二百二十二条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は法第二百二十二条第三項の規定により保険料、延滞金又は負担金の額を計算する場合において、その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 （略）

（金融機関の解散の場合等における保険料の取扱い）

第三十五条 （略）

2 （略）

3 金融機関が他の金融機関と合併を行った場合には、存続金融機関又は新設金融機関は、当該合併後三月以内に、当該合併により消滅した金融機関が当該合併の日を含む営業年度（信用金庫等にあつて

は、事業年度。以下この項において同じ。）において納付すべき保険料の額の算定の基礎となつた次の各号に掲げる預金等の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該合併の日から存続金融機関又は新設金融機関の当該合併の日を含む営業年度の末日までの期間内の月数を乗じて計算した金額に、当該各号に定める率を乗じて計算した金額を合計した額の保険料を、機構に納付しなければならぬ。ただし、当該月数が六月を超える場合にあつては、当該保険料の金額のうち当該月数を六月として計算した金額に相当する金額については、存続金融機関又は新設金融機関の当該合併の日を含む営業年度の末日の三月前の日までに納付することができる。

一 一般預金等 法第五十一条第一項に規定する保険料率

二 決済用預金 法第五十一条の二第一項に規定する率

4 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第三十九条 法第三十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうちに掲げるものは、金融機関の本店又は主たる事務所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第五十八条の三第二項の規定による命令（法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる者に関するものに限る。）

二 (略)

三 (略)

は、事業年度。以下この項において同じ。）において納付すべき保険料の額の算定の基礎となつた法第五十一条第一項に規定する預金等の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該合併の日から存続金融機関又は新設金融機関の当該合併の日を含む営業年度の末日までの期間内の月数を乗じて計算した金額に、同項の保険料率を乗じて計算した金額の保険料を、機構に納付しなければならぬ。ただし、当該月数が六月を超える場合にあつては、当該保険料の金額のうち当該月数を六月として計算した金額に相当する金額については、存続金融機関又は新設金融機関の当該合併の日を含む営業年度の末日の三月前の日までに納付することができる。

4 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第三十九条 法第三十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうちに掲げるものは、金融機関の本店又は主たる事務所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(新設)

一 (略)

二 (略)

2 前項第二号及び第三号に掲げる権限で、金融機関の本店等以外の営業所若しくは従たる事務所その他の施設（代理店の営業所その他の施設を含む。）又はその子会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3～5（略）

附則

（保険金の額の計算上除かれる預金等）

第二条の二 法附則第六条の二第一項に規定する政令で定める預金等は、次に掲げる預金等とする。

- 一 外貨預金（第三条第二号から第四号までに掲げる預金等に該当するものを除く。）
- 二 第三条各号に掲げる預金等
- 三 第六条各号に掲げる預金等

（決済用預金に係る利息等の額等）

第二条の六の二 法第五十四条の二第一項に規定する保険事故が発生した日において現に預金者が有する法附則第六条の二の三の規定により決済用預金とみなされた特定預金に係る債権のうち第六条の二第一項第一号に掲げるものの額の計算については、内閣府令・財務省令で定める。

2 前項各号に掲げる権限で、金融機関の本店等以外の営業所若しくは従たる事務所その他の施設（代理店の営業所その他の施設を含む。）又はその子会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3～5（略）

附則

（保険金の額の計算上除かれる預金等）

第二条の二 法附則第六条の二第一項に規定する政令で定める預金等は、第六条各号に掲げる預金等とする。

（新設）